

死亡届にかかる市役所での手続について

このたびは、大変ご愁傷様でございます。心からお悔やみ申し上げます。

ご家族のご逝去に伴う手続について、完全予約制の「おくやみ窓口」を開設しています。

下記 QR コードまたはお電話にて、希望日の2日前までにご予約ください。

水曜日夜間窓口での手続は、お電話にてご予約ください。

- ◆ご予約のない場合は、再度別日にお越しいただくこともございますのでご了承ください。
- ◆葬儀等を終えられて落ち着いた後（1週間程度経過後）の日をちにご予約ください。
- ◆戸籍謄本への死亡事項の記載は、死亡届出後1週間程度かかるためすぐには交付できません。

おくやみ窓口
予約フォーム→



【電話予約】相良庁舎市民課 Tel0548-53-2604

【予約受付時間】午前8時15分～午後5時

（土日、祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

項 目	持 ち 物
マイナンバーカード、住民基本台帳カードの手続 （交付を受けていた方）	マイナンバーカード 住民基本台帳カード
印鑑登録証の返却 （印鑑登録をしていた方）	印鑑登録証（カード）
未支給年金の請求手続 （国民年金のみに加入、受給していた方）	①国民年金証書（なくても可） ②請求者の預金通帳
遺族年金の請求手続 ※必要書類を市役所で取得していただいた後、 島田年金事務所にて手続きをしていただきます ねんきんダイヤル Tel 0570-05-1165 年金事務所への来訪予約 Tel 0570-05-4890	③請求者のマイナンバー確認書類 ④お越しになる方の本人確認書類 ⑤委任状（直系親族以外の方がお越しになる場合は、 戸籍謄本等の申請に必要です） ⑥戸籍謄本等の手数料
葬祭費支給の請求手続 （国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していた方）	①国保（後期）被保険者証または資格確認書 ②喪主名義の預金通帳 ③喪主であることが分かるもの（葬儀の会葬礼状又は葬祭費用の請求書・領収書等） ※認印（喪主口座以外に振込希望の方・スタンプ印不可）
相続人の代表者の届出（保険料の還付等） 下記のいずれかに該当する方 （介護保険に関係する方） （国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していた方）	①介護保険被保険者証 ②相続人の預金通帳 ※認印（相続人代表口座以外に振込希望の方・スタンプ印不可）
水道使用者・所有者変更の手続き	持ち物は特にありません
水道料金、税金の口座振替関係の手続き	※口座振替の変更がある場合は、直接、金融機関へお届けください。

（裏面に続きます）

※下表についてもご確認ください。

項 目	持ち物、連絡先等
障害者手帳(身体・精神・療育)をお持ちの方	障害者手帳
重度障害者(児)医療費助成金受給者の方	①受給者証 ②相続人の預金通帳
障害福祉サービスをご利用の方	障害福祉サービス受給者証
特別児童扶養手当受給者の方 特別障害者手当受給者の方	※社会福祉課にご確認ください 社会福祉課 TEL 0548-23-0072
児童手当受給者の方	※子ども子育て課にご確認ください 子ども子育て課 TEL 0548-23-0071
生活保護受給中の方	※福祉相談課にご確認ください 福祉相談課 TEL0548-23-0078
戦傷病者手帳をお持ちの方	①戦傷病者手帳 ②未使用の乗車券引換証(お持ちの方) ※社会福祉課でお手続きください 社会福祉課 TEL0548-23-0070
安定ヨウ素剤をお持ちの方	安定ヨウ素剤 危機管理課 TEL 0548-23-0058
相続人の代表者の届出 (市税が課税されている方)	※後日、税務課より通知が届きます 税務課 TEL 0548-23-0035
農地の相続の届出 (相続により農地の権利を取得した方)	※農林水産課にご確認ください 農林水産課 TEL 0548-53-2618
森林の相続の届出 (相続により森林の権利を取得した方)	※お茶特産課にご確認ください お茶特産課 TEL 0548-53-2621
不動産を所有していた方(相続登記)	※静岡地方法務局藤枝支局にご確認ください TEL 054-641-1158